

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 5 条第 1 項（11） 省略） ≪個人のお客様の場合≫</p> <p>（12）当社の定める「<u>個人情報</u>の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>≪法人のお客様の場合≫</p> <p>（（1）～（10） 省略）</p> <p>（11）当社の定める「<u>個人情報</u>の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 6 条 （本人確認書類）</p> <p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「<u>個人情報保護宣言</u>」及び「<u>個人情報に関する公表文</u>」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 5 条第 1 項（11） 省略） ≪個人のお客様の場合≫</p> <p>（12）当社の定める「<u>個人情報保護宣言</u>」と題する書面の内容及び<u>個人情報の取扱い</u>に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>≪法人のお客様の場合≫</p> <p>（（1）～（10） 省略）</p> <p>（11）当社の定める「<u>個人情報保護宣言</u>」と題する書面の内容及び<u>個人情報の取扱い</u>に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 6 条 （本人確認書類）</p> <p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「<u>個人情報保護方針</u>」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>（以下、省略）</p>

<p>(第7条～第39条 省略)</p> <p>第40条 (個人情報の取扱い)</p> <p>1 当社は、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、主務大臣のガイドライン及び、認定個人情報保護団体の指針等に基づき、お客様の情報のうち個人情報に該当するものを適切に取り扱い、当社の「<u>個人情報に関する公表文</u>」で定める個人情報等の利用目的及び、本条で定める米国税務当局における課税執行のために米国財務当局に提供する目的以外の目的では利用いたしません。</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合（該当する可能性がある当社が判断する場合を含む。）、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報。）を米国税務当局に提供することがあります。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織（金融機関を除く）</p> <p>(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）</p> <p>3 お客様は、本口座の開設に当たり、当社の「<u>個人情報の取扱いについて</u>」及び、本条第2項の内容を承諾するものとします。</p>	<p>(第7条～第39条 省略)</p> <p>第40条 (個人情報の取扱い)</p> <p>1 当社は、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、主務大臣のガイドライン及び、認定個人情報保護団体の指針等に基づき、お客様の情報のうち個人情報に該当するものを適切に取り扱い、当社の個人情報保護宣言で定める利用目的及び、本条で定める米国税務当局における課税執行のために米国財務当局に提供する目的以外の目的では利用いたしません。</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合（該当する可能性がある当社が判断する場合を含む。）、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報。）を米国税務当局に提供することがあります。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織（金融機関を除く）</p> <p>(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）</p> <p>3 お客様は、本口座の開設に当たり、当社の個人情報保護宣言の内容及び、本条第2項の内容を承諾するものとします。</p>
--	---

<p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 27 年 11 月 7 日 改訂</u></p>	<p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---